

令和6年度 第11回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和7年2月21日（金） 午前9時00分から午前11時10分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	中塩屋 均	出	本田 淳子	出	西ノ原 敏男
出	田原 勇	出	藏ヶ崎 俊光	出	四元 等	出	上野 輝男
出	大重 勝久	出	寺下 幸弘	出	堀之内 節子	出	福元 康光
出	川崎 守	出	有村 隆	出	森園 浩美		
出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	田村 利秋		
出	徳田 潤一	出	倉田 雪男	出	大園 和幸		

推進委員

出	鶴田 勉	出	垣内 直人	欠	福元 里美	出	谷口 芳久
出	門倉 重秋	欠	中牧 龍次	出	細川 健一	出	岩下 広美
出	中尾 明德	出	持増 正	出	矢野 嘉彦	出	入佐 哲朗
出	木場 夏芳	欠	有馬 研一	出	新地 誠		
欠	下久保 雄太	出	上別府 美由紀	出	松元 渡		
出	折尾 昭弘	欠	高田 裕幸	欠	永山 智哉		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主 査 末次 孝
担い手育成係 主任主事 桃木 洋佑

5 事務局職員

局 長	宮地 智治
次長兼農地係長	松元 敏幸
主幹兼振興係長	上之脇 秀輝
主 幹	前迫 篤弘
主 査	池畑 信幸
主任主事	角野 勝行
主 幹	久保園 勲（輝北総合支所産業建設課）
主 査	末吉 将敬（串良総合支所産業建設課）
主 査	下川路 茂（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 〔議事〕

- ・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第五条の規定による計画決定について
- ・農用地利用集積等促進計画（案）について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地転用の事業計画変更について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について

〔報告〕

- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・令和6年度農地利用状況調査結果について
- ・中間管理事業について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 田村 利秋 委員 ・ 大園 和幸 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和6年度 第11回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和7年2月21日（金） 開会 9時00分 閉会 11時10分

鹿屋市役所7階大会議室

局長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議長 ただいまから、令和6年度第11回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の、出席委員数は21名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。なお、推進委員の欠席は、下久保委員、中牧委員、有馬委員、高田委員、福元里美委員、永山委員です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号17番の田村委員と、18番の大園委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の前迫主幹を指名します。

それでは、1頁、議案第84号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第84号につきましては、1頁から199頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和7年2月25日です。合計面積は、101万7千710.08㎡、うち更新分40万1千358㎡、内訳として、田が19万9千407㎡、畑が81万8千303.08㎡です。利用権を設定する者が380人、設定を受ける者が138人です。始期は、いずれも令和7年3月1日です。期間は、1年、3年、5年、5年10か月、6年、7年、9年、10年、20年です。次の3頁から190頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。次の1番から4頁の3番までは、設定期間が1年です。1番、2番は、賃借権で新規設定。

次に、4頁、3番は、賃借権で再設定。次の4番から11頁の18番までは、設定期間が3年です。4番は、賃借権で新規設定。

次に、5頁、5番は、使用貸借権で新規設定。6番は、賃借権で新規設定。

次に、6頁、7番、8番は、賃借権で新規設定。

次に、7頁、9番は、賃借権で新規設定。10番は、賃借権で再設定。

次に、8頁、11番、12番は、賃借権で再設定。

次に、9頁、13番、14番は、賃借権で再設定。

次に、10頁、15番、16番は、賃借権で再設定。

次に、11 頁、17 番は、賃借権で再設定。18 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、12 頁、次の 19 番から 59 頁の 113 番までは、設定期間が 5 年です。19 番、20 番は、賃借権で新規設定。

次に、13 頁、21 番、22 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、14 頁、23 番、24 番は、賃借権で新規設定。

次に、15 頁、25 番、26 番は、賃借権で新規設定。

次に、16 頁、27 番、28 番は、賃借権で新規設定。

次に、17 頁、29 番、30 番は、賃借権で新規設定。

次に、18 頁、31 番、32 番は、賃借権で新規設定。

次に、19 頁、33 番、34 番は、賃借権で新規設定。

次に、20 頁、35 番、36 番は、賃借権で新規設定。

次に、21 頁、37 番、38 番は、賃借権で新規設定。

次に、22 頁、39 番、40 番は、賃借権で新規設定。

次に、23 頁、41 番、42 番は、賃借権で新規設定。

次に、24 頁、43 番、44 番は、賃借権で新規設定。

次に、25 頁、45 番、46 番は、賃借権で新規設定。

次に、26 頁、47 番、48 番は、賃借権で新規設定。

次に、27 頁、49 番、50 番は、賃借権で新規設定。

次に、28 頁、50 番、51 番は、賃借権で新規設定。

次に、29 頁、53 番、54 番は、賃借権で新規設定。

次に、30 頁、55 番、56 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、31 頁、57 番、58 番は、賃借権で新規設定。

次に、32 頁、59 番は、賃借権で新規設定。60 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、33 頁、61 番、62 番は、賃借権で新規設定。

次に、34 頁、63 番、64 番は、賃借権で新規設定。

次に、35 頁、65 番、66 番は、賃借権で新規設定。

次に、36 頁、67 番、68 番は、賃借権で新規設定。

次に、37 頁、69 番、70 番は、賃借権で新規設定。

次に、38 頁、71 番は、使用貸借権で新規設定。72 番は、賃借権で新規設定。

次に、39 頁、73 番、74 番は、賃借権で新規設定。

次に、40 頁、75 番、76 番は、賃借権で新規設定。

次に、41 頁、77 番、78 番は、賃借権で新規設定。

次に、42 頁、79 番、80 番は、賃借権で新規設定。

次に、43 頁、81 番は、使用貸借権で新規設定。82 番は、使用貸借権で再設定。

次に、44 頁、83 番、84 番は、賃借権で再設定。

次に、45 頁、85 番、86 番は、賃借権で再設定。

次に、46 頁、87 番、88 番は、賃借権で再設定。

次に、47 頁、89 番、90 番は、使用貸借権で再設定。

次に、48 頁、91 番、92 番は、使用貸借権で再設定。

次に、49 頁、93 番は、賃借権で再設定。94 番は、使用貸借権で再設定。

次に、50 頁、95 番は、使用貸借権で再設定。96 番は、賃借権で再設定。

次に、51 頁、97 番、98 番は、賃借権で再設定。

次に、52 頁、99 番、100 番は、賃借権で再設定。

次に、53 頁、101 番は、賃借権で再設定。102 番は、使用貸借権で再設定。

次に、54 頁、103 番は、賃借権で再設定。104 番は、使用貸借権で再設定。

次に、55 頁、105 番は、使用貸借権で再設定。106 番は、賃借権で再設定。

次に、56 頁、107 番、108 番は、賃借権で再設定。

次に、57 頁、109 番、110 番は、賃借権で再設定。

次に、58 頁、111 番、112 番は、賃借権で再設定。

次に、59 頁、113 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次の 114 番は、設定期間が 5 年 10 か月です。114 番は、賃借権で新規設定。

次に、60 頁、次の 115 番から 81 頁の 157 番までは、設定期間が 6 年です。115 番、116 番は、賃借権で新規設定。

次に、61 頁、117 番、118 番は、賃借権で新規設定。

次に、62 頁、119 番、120 番は、賃借権で新規設定。

次に、63 頁、121 番、122 番は、賃借権で新規設定。

次に、64 頁、123 番、124 番は、賃借権で新規設定。

次に、65 頁、125 番、126 番は、賃借権で新規設定。

次に、66 頁、127 番は、賃借権で新規設定。128 番は、賃借権で再設定。

次に、67 頁、129 番、130 番は、賃借権で再設定。

次に、68 頁、131 番は、使用貸借権で再設定。132 番は、賃借権で再設定。

次に、69 頁、133 番、134 番は、賃借権で再設定。

次に、70 頁、135 番、136 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、71 頁、137 番、138 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、72 頁、139 番、140 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、73 頁、141 番、142 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、74 頁、143 番、144 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、75 頁、145 番、146 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、76 頁、147 番、148 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、77 頁、149 番、150 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、78 頁、151 番、152 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、79 頁、153 番、154 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、80 頁、155 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。156 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、81 頁、157 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。次の 158 番は、設定期間が 9 年です。158 番は、賃借権で再設定。

次に、82 頁、次の 159 番から 188 頁の 366 番までは設定期間が 10 年です。159 番、160 番は、賃借権で新規設定。

次に、83 頁、161 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。162 番は、賃借権で新規設定。

次に、84 頁、163 番は、賃借権で再設定。164 番は、賃借権で新規設定。

次に、85 頁、165 番、166 番は、賃借権で新規設定。

次に、86 頁、167 番は、賃借権で新規設定。168 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、87 頁、169 番は、賃借権で新規設定。

次に、88 頁、170 番、171 番は、賃借権で新規設定。

次に、89 頁、172 番、173 番は、賃借権で新規設定。

次に、90 頁、174 番、175 番は、賃借権で新規設定。

次に、91 頁、176 番、177 番は、賃借権で新規設定。

次に、92 頁、178 番、179 番は、賃借権で新規設定。

次に、93 頁、180 番、181 番は、賃借権で新規設定。

次に、94 頁、182 番は、使用貸借権で新規設定。183 番は、賃借権で新規設定。

次に、95 頁、184 番は、賃借権で新規設定。185 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、96 頁、186 番、187 番は、賃借権で新規設定。

次に、97 頁、188 番、189 番は、賃借権で新規設定。

次に、98 頁、190 番、191 番は、賃借権で新規設定。

次に、99 頁、192 番は、使用貸借権で新規設定。193 番は、賃借権で新規設定。

次に、100 頁、194 番、195 番は、賃借権で新規設定。

次に、101 頁、196 番は、賃借権で新規設定。197 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、102 頁、198 番、199 番は、賃借権で新規設定。

次に、103 頁、200 番、201 番は、賃借権で新規設定。

次に、104 頁、202 番は、賃借権で新規設定。203 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、105 頁、204 番、205 番は、賃借権で新規設定。

次に、106 頁、206 番は、賃借権で新規設定。

次に、107 頁、207 番は、使用貸借権で新規設定。208 番は、賃借権で新規設定。

次に、108 頁、209 番、210 番は、賃借権で新規設定。

次に、109 頁、211 番、212 番は、賃借権で新規設定。

次に、110 頁、213 番は、賃借権で新規設定。214 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、111 頁、215 番、216 番は、賃借権で新規設定。

次に、112 頁、217 番、218 番は、賃借権で新規設定。

次に、113 頁、219 番、220 番は、賃借権で新規設定。

次に、114 頁、221 番、222 番は、賃借権で新規設定。

次に、115 頁、223 番、224 番は、賃借権で新規設定。

次に、116 頁、225 番、226 番は、賃借権で新規設定。

次に、117 頁、227 番、228 番は、賃借権で新規設定。

次に、118 頁、229 番は、賃借権で新規設定。230 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、119 頁、231 番は、賃借権で新規設定。232 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、120 頁、233 番、234 番は、賃借権で新規設定。

次に、121 頁、235 番は、賃借権で新規設定。

次に、122 頁、236 番、237 番は、賃借権で新規設定。

次に、123 頁、238 番、239 番は、賃借権で新規設定。

次に、124 頁、240 番、241 番は、賃借権で新規設定。

次に、125 頁、242 番、243 番は、賃借権で新規設定。

次に、126 頁、244 番、245 番は、賃借権で新規設定。

次に、127 頁、246 番は、賃借権で新規設定。247 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、128 頁、248 番、249 番は、賃借権で新規設定。

次に、129 頁、250 番、251 番は、賃借権で新規設定。

次に、130 頁、252 番、253 番は、賃借権で新規設定。

次に、131 頁、254 番は、使用貸借権で新規設定。255 番は、賃借権で新規設定。

次に、132 頁、256 番、257 番は、賃借権で新規設定。

次に、133 頁、258 番、259 番は、賃借権で新規設定。

次に、134 頁、260 番、261 番は、賃借権で新規設定。

次に、135 頁、262 番、263 番は、賃借権で新規設定。

次に、136 頁、264 番、265 番は、賃借権で新規設定。

次に、137 頁、266 番、267 番は、賃借権で新規設定。

次に、138 頁、268 番、269 番は、賃借権で再設定。

次に、139 頁、270 番、271 番は、賃借権で再設定。

次に、140 頁、272 番、273 番は、賃借権で再設定。

次に、141 頁、274 番は、賃借権で再設定。275 番は、使用貸借権で再設定。

次に、142 頁、276 番、277 番は、賃借権で再設定。次に、143 頁、278 番は、賃借権で再設定。279 番は、使用貸借権で再設定。

次に、144 頁、280 番、281 番は、使用貸借権で再設定。

次に、145 頁、282 番は、賃借権で再設定。283 番は、使用貸借権で再設定。

次に、146 頁、284 番、285 番は、賃借権で再設定。

次に、147 頁、286 番、287 番は、賃借権で再設定。

次に、148 頁、288 番、289 番は、賃借権で再設定。

次に、149 頁、290 番、291 番は、賃借権で再設定。

次に、150 頁、292 番、293 番は、賃借権で再設定。

次に、151 頁、294 番、295 番は、賃借権で再設定。

次に、152 頁、296 番、297 番は、賃借権で再設定。

次に、153 頁、298 番、299 番は、賃借権で再設定。

次に、154 頁、300 番、301 番は、賃借権で再設定。

次に、155 頁、302 番、303 番は、賃借権で再設定。

次に、156 頁、304 番、305 番は、賃借権で再設定。

次に、157 頁、306 番、307 番は、賃借権で再設定。

次に、158 頁、308 番、309 番は、賃借権で再設定。

次に、159 頁、310 番、311 番は、賃借権で再設定。

次に、160 頁、312 番、313 番は、賃借権で再設定。

次に、161 頁、314 番は、使用貸借権で再設定。315 番は、賃借権で再設定。

次に、162 頁、316 番は、賃借権で新規設定。317 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、163 頁、318 番、319 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、164 頁、320 番、321 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、165 頁、322 番、323 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、166 頁、324 番、325 番は、賃借権で再設定。

次に、167 頁、326 番、327 番は、賃借権で再設定。

次に、168 頁、328 番、329 番は、賃借権で再設定。

次に、169 頁、330 番、331 番は、賃借権で再設定。

次に、170 頁、332 番、333 番は、賃借権で再設定。

次に、171 頁、334 番は、使用貸借権で再設定。335 番は、賃借権で再設定。

次に、172 頁、336 番、337 番は、賃借権で再設定。

次に、173 頁、338 番、339 番は、賃借権で再設定。

次に、174 頁、340 番は、賃借権で再設定。

次に、175 頁、341 番、342 番は、賃借権で再設定。

次に、176 頁、343 番、344 番は、賃借権で再設定。

次に、177 頁、345 番、346 番は、賃借権で再設定。

次に、178 頁、347 番は、賃借権で再設定。348 番は、使用貸借権で再設定。

次に、179 頁、349 番、350 番は、賃借権で再設定。

次に、180 頁、351 番、352 番は、賃借権で再設定。

次に、181 頁、353 番、354 番は、賃借権で再設定。

次に、182 頁、355 番、356 番は、賃借権で再設定。

次に、183 頁、357 番、358 番は、賃借権で再設定。

次に、184 頁、359 番は、賃借権で再設定。360 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、185 頁、361 番、362 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほどまとめて説明します。

次に、186 頁、363 番、364 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほどまと

めて説明します。

次に、187 頁、365 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。366 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、188 頁、次の 367 番から 190 頁の 371 番までは、設定期間が 20 年です。367 番は、賃借権で新規設定。368 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、189 頁、369 番、370 番は、賃借権で新規設定。

次に、190 頁、371 番は、賃借権で再設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 190 頁までの 371 件の利用権設定ですが、11 頁の 3 年もの 18 番が農業委員会の取決め制限にあたりますが、本日、永山委員が欠席のためそのまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 11 頁の 18 番は、借人の永山委員が賃借権の再設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 永山委員に係る 3 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

永山委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、32 頁の 5 年もの 60 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、有村委員に退席をいただき審議します。

(有村委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 32 頁の 60 番は、借人の有村委員が使用貸借権の新規設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 有村委員に係る 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(有村委員：着席)

有村委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、59 頁の 5 年もの 113 番、95 頁の 10 年もの 185 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますが、中牧委員が本日は欠席のためこのまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 59 頁の 113 番、95 頁の 185 番は、借人の中牧委員が賃借権の新規設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 中牧委員に係る 5 年もの 1 件、10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、70 頁の 6 年もの 135 番から 80 頁の 155 番までの 21 件が、農業委員会の取決め制限にあたるので福元里美委員に退席をいただき審議します。

(福元里美委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 70 頁の 135 番から 80 頁の 155 番までは、借人の福元里美委員のご主人が使用貸借権及び賃借権の新規設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元里美委員に係る 6 年もの 21 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元里美委員：着席)

福元里美委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、80 頁の 6 年もの 156 番、81 頁の 157 番、187 頁の 10 年もの 366 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたるので、わたくし福元が退席しまして、あとの議事進行を上野副会長をお願いします。

(福元副会長：退席) (上野副会長：議長席に着席)

上 野 それでは、事務局の説明をお願いします。

上之脇 80 頁の 156 番、81 頁の 157 番、187 頁の 366 番は、借人の福元会長の関連する法人が賃借権の再設定及び新規設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

上 野 福元会長に係る 6 年もの 2 件、10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

福元会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。ご協力ありがとうございました。ここで、会長と交代いたします。

(福元会長：着席) (上野副会長：自席へ移動)

議 長 次に、83 頁の 10 年もの 161 番、184 頁の 360 番、185 頁の 361 番、362 番が、農業委員会の取決め制限にあたるので垣内委員に退席をいただき審議します。

(垣内委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 83 頁の 161 番、184 頁の 360 番から 185 頁の 362 番までは、借人の垣内委員が賃借権の新規設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 垣内委員に係る 10 年もの 4 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(垣内委員：着席)

垣内委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、186 頁の 10 年もの 363 番、364 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますが、高田委員が本日は欠席の為このまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 186 頁の 363 番及び 364 番は、借人の高田委員が賃借権の再設定及び新規設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 高田委員に係る 10 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、187 頁の 10 年もの 365 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、倉田委員に退席をいただき審議します。

(倉田委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 187 頁の 365 番は、借人の倉田委員が賃借権の再設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 倉田委員に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(倉田委員：着席)

倉田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。次に残りの 336 件です。ご異議ありませんか。

松 元 はい。議長。

議 長 松元委員どうぞ。

松 元 64 頁の 124 番については、設定期間が 6 年となっていますが、記載の始期から終期までの期間が 7 年とお見受けしますがどうでしょうか。

議 長 事務局。どうか。

上之脇 はい。議長。

議 長 事務局どうぞ。

上之脇 お答えします。松元委員ご指摘のとおり、設定期間は6年ですが、終期を1年短く記載しておりますので、終期を「令和13年2月28日」に修正をお願いします。よろしくお願いします。

議 長 松元委員、よろしいか。

松 元 はい。

議 長 ほかにご質問やご異議等はありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、191頁、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、191頁から199頁です。まず、191頁で説明します。公告年月日は令和7年2月25日、合計面積は、2万2千227.11㎡です。内訳としまして、田が6千387㎡、畑が1万5千572㎡、その他が268.11㎡です。所有権を移転する者が15人、所有権の移転を受ける者が14人です。

次に192頁、次の1番から199頁の15番までは全て所有権移転協議が成立したものですのでお目通し願います。以上です。

議 長 ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したものの15件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、200頁、議案第85号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第85号につきましては、200頁から235頁です。今回の促進計画（案）は、始期が令和7年5月1日からとなるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が6万3千951㎡で、畑が15万2千674㎡で、計21万6千625㎡となっています。

農地の貸出し者は64人、農地の耕作者となる配分予定者は38人です。借手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件である「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「農地所有適格法人要件」等を満たす必要がありますが、いずれの借手も農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。また、借手となる法人も農用地所有適格法人で

あり、特に問題はないと思われます。

詳細につきましては 201 頁からご覧ください。

まず 201 頁、1 番は、設定期間が 2 年です。1 番は、使用貸借権で再設定。次の 2 番から 203 頁の 5 番までは、設定期間が 3 年です。2 番は、賃借権で再設定。

次に 202 頁、3 番、4 番は、賃借権で再設定。

次に 203 頁、5 番は、賃借権で再設定。次の 6 番から 216 頁の 31 番までは、設定期間が 5 年です。6 番は、賃借権で再設定。

次に 204 頁、7 番は、賃借権で再設定。8 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に 205 頁、9 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。10 番は、賃借権で新規設定。

次に 206 頁、11 番は、使用貸借権で新規設定。12 番は、賃借権で新規設定。

次に 207 頁、13 番、14 番は、賃借権で再設定。

次に 208 頁、15 番は、賃借権で新規設定。16 番は、賃借権で再設定。

次に 209 頁、17 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。18 番は、賃借権で再設定。

次に 210 頁、19 番は、賃借権で再設定。20 番は、賃借権で新規設定。

次に 211 頁、21 番は、賃借権で新規設定。22 番は、賃借権で再設定。

次に 212 頁、23 番、24 番は、賃借権で新規設定。

次に 213 頁、25 番は、賃借権で新規設定。26 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 214 頁、27 番、28 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 215 頁、29 番は、賃借権で新規設定。

次に 216 頁、30 番は、使用貸借権で再設定。31 番は、賃借権で新規設定。

次に 217 頁、次の 32 番から 33 番までは、設定期間が 6 年です。32 番、33 番は、賃借権で再設定。

次に 218 頁、次の 34 番から 235 頁の 66 番までは、設置期間が 10 年です。34 番は、賃借権で再設定。35 番は、賃借権で新規設定。

次に 219 頁、36 番は、使用貸借権で新規設定。37 番は、賃借権で新規設定。

次に 220 頁、38 番、39 番は、賃借権で再設定。

次に 221 頁、40 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。41 番は、賃借権で再設定。

次に 222 頁、42 番は、賃借権で再設定。43 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 223 頁、44 番は、使用貸借権で新規設定。45 番は、賃借権で再設定。

次に 224 頁、46 番、47 番は、賃借権で再設定。

次に 225 頁、48 番は、賃借権で再設定。49 番は、賃借権で新規設定。

次に 226 頁、50 番は、賃借権で新規設定。51 番は、賃借権で再設定。

次に 227 頁、52 番は、賃借権で新規設定。53 番は、賃借権で再設定。

次に 228 頁、54 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 229 頁、55 番、56 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 230 頁、57 番は、賃借権で新規設定。58 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に 231 頁、59 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。60 番は、賃借権で再設定。

次に、232 頁、61 番、62 番は、賃借権で再設定。

次に、233 頁、63 番は、賃借権で再設定。64 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、234 頁、65 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。66 番は、賃借権で新規設定。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありました、201 頁から 235 頁までの 66 件の中間管理権設定ですが、204 頁の 5 年もの 8 番、205 頁の 9 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので新原委員に退席をいただき審議します。

（新原委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

上之脇 　204 頁の 8 番から 205 頁の 9 番までは、借人の新原委員が使用貸借権の再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　新原委員に係る中間管理権設定 5 年もの 2 件です。ご意見ありませんか。

（なし）

ご意見がないということで、新原委員に係る案件については、記載のとおり決定すること、ご異議ございませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（新原委員：着席）

新原委員に係る意見については、提案のとおり決定しました。

（新原委員：着席）

次に、209 頁の 5 年もの 17 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので永山委員に

退席をいただき審議します。

(永山委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 209 頁の 17 番は、貸人の永山委員が賃借権の新規設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 永山委員に係る中間管理権設定 5 年もの 1 件です。ご意見ありませんか。

(なし)

ご意見がないということで、永山委員に係る案件については、記載のとおり決定すること、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(永山委員：着席)

永山委員に係る意見については、提案のとおり決定しました。

(永山委員：着席)

次に、221 頁の 10 年もの 40 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので門倉委員に退席をいただき審議します。

(門倉委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 221 頁の 40 番は、借人の門倉委員が使用賃借権の再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 門倉委員に係る中間管理権設定 10 年もの 1 件です。ご意見ありませんか。

(なし)

ご意見がないということで、門倉委員に係る案件については、記載のとおり決定すること、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(門倉委員：着席)

門倉委員に係る意見については、提案のとおり決定しました。

次に、230 頁の 10 年もの 58 番、231 頁の 59 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので高田委員に退席をいただき審議します。

(高田委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 230 頁の 58 番から 231 頁の 59 番までは、借人の高田委員が賃借権の新規設定を行うも

ので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 高田委員に係る中間管理権設定 10 年もの 2 件です。ご意見ありませんか。

(なし)

ご意見がないということで、高田委員に係る案件については、記載のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(高田委員：着席)

高田委員に係る意見については、提案のとおり決定しました。

次に、233 頁の 10 年もの 64 番、234 頁の 65 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、わたくし福元が退席しまして、あとの議事進行を上野副会長にお願いします。

(福元副会長：退席) (上野副会長：議長席に着席)

上 野 それでは、事務局の説明をお願いします。

上之脇 233 頁の 64 番から 234 頁の 65 番までは、借人の福元会長の関連する法人が賃借権の新規設定及び再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

上 野 福元会長に係る中間管理権設定 10 年もの 2 件です。ご意見ありませんか。

(なし)

ご意見がないということで、福元会長に係る案件については、記載のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

福元会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。以上で、私の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。ここで、会長と交代いたします。

(福元会長：着席) (上野副会長：自席へ移動)

議 長 次に残りの 58 件について、何かご意見がございませんか。

(なし)

ご意見がないようですので、ここでお諮りします。

これら 58 件については記載のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。議案第 85 号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見

については、提案のとおり決定しました。

議 長 次に、236 頁、議案第 86 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 86 号につきましては、236 頁から 242 頁です。今回は、所有権移転が 29 件です。

初めに、236 頁です。1 番は、畑が 2 筆で 1 千 397 m²の売買です。2 番は、田が 1 筆で 525 m²の売買です。3 番は、畑が 4 筆で 3 千 789 m²の売買です。4 番は、田が 1 筆で 335 m²の売買です。5 番は、畑が 2 筆で 1 千 749 m²の売買です。

次に、237 頁です。6 番は、畑が 1 筆で 1 千 313 m²の売買です。7 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。8 番は、畑が 1 筆で 2 千 197 m²の贈与です。9 番は、田が 1 筆で 374 m²の売買です。10 番は、畑が 1 筆で 500 m²の贈与です。

次に、238 頁です。11 番は、畑が 5 筆で 6 千 281 m²の売買です。12 番は、畑が 1 筆で 1 千 886 m²の売買です。13 番は、畑が 1 筆で 1 千 39 m²の売買です。

次に、239 頁です。14 番は、畑が 1 筆で 706 m²の売買です。15 番は、畑が 2 筆で 8 千 326 m²の売買です。16 番は、畑が 2 筆で 1 千 172 m²の売買です。17 番は、田が 2 筆、畑が 3 筆で 3 千 726 m²の売買です。

次に、240 頁です。18 番は、畑が 1 筆で 2 千 726 m²の売買です。19 番は、畑が 1 筆で 917 m²の贈与です。20 番は、畑が 1 筆で 2 千 119 m²の売買です。21 番は、畑が 3 筆で 4 千 717 m²の売買です。

次に、241 頁です。22 番は、畑が 1 筆で 1 千 519 m²の贈与です。23 番は、畑が 1 筆で 1 千 9 m²の贈与です。24 番は、田が 1 筆で 732 m²の売買です。25 番は、畑が 1 筆で 1 千 234 m²の贈与です。26 番は、畑が 2 筆で 4 千 45 m²の贈与です。

次に、242 頁です。次の 27 番から 29 番までは全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、236 頁から 242 頁までの 29 件の許可申請ですが、237 頁の 7 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、森園委員に退席をいただき審議します。

(森園委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 237 頁の 7 番は、受人の森園委員が所有権移転の売買を行うもので、農地法第 3 条第 2 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 森園委員に係る所有権移転 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(森園委員：着席)

森園委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、242 頁の 27 番から 29 番までは調査がなされていますので、242 頁の 27 番を中塩屋委員に、28 番、29 番を寺下委員に、報告をお願いします。

中塩屋 議席番号 7 番の中塩屋です。去る 2 月 12 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

242 ページの 27 番です。申請者は市内の居住者で、母親から畑 2 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、甘藷を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

寺 下 議席番号 9 番の寺下です。去る 2 月 13 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

242 ページの 28 番です。申請者は市内の居住者で、畑 3 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、飼料を作付けするとのことでした。

次に 29 番です。申請者は市外の居住者で、親戚から畑 1 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、甘藷を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 29 件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、243 頁、議案第 87 号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 87 号につきましては、243 頁の 1 件です。243 頁をご覧ください。1 番については、当初計画では障害者施設 1 棟、園庭及び駐車場を整備する計画であったが、障害者施設を 2 棟に増設することになったことから計画を変更するものです。なお、5 条申請 3 番と関連です。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました、事業計画変更 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、244 頁、議案第 88 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 88 号につきましては、244 頁です。今回は、1 件です。

次の 1 番は、駐車場及び資材置場を整備するもので、農地区分は農の 2 です。なお、令和 6 年度第 6 回総会で審議済みです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、許可意見を付して県へ進達します。

次に、245 頁、議案第 89 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 89 号につきましては、245 頁から 247 頁です。245 頁をご覧ください。

1 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

2 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

3 番は、障害者施設、園庭及び駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。なお、事業計画変更の 1 番と関連です。

4 番は、特定建築条件付売買予定地を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 6 年度第 4 回総会で審議済みです。

次に、246 頁、5 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 6 年度第 6 回総会で審議済みです。

6 番は、浄化槽、堆肥舎及びコンポストを整備するもので、農地区分は農の 2 です。なお、令和 6 年度第 6 回総会で審議済みです。

次の 7 番から 247 頁の 9 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、246 頁の 7 番から 247 頁の 9 番までを徳田委員に、報告をお願いします。

徳 田 議席番号 6 番の徳田です。去る 2 月 12 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、246 頁の 7 番ですが、申請地は鹿屋工業高校の東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施行ですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区内 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次の 8 番ですが、申請地は 串良大園簡易郵便局の西に位置し、周囲は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、247 頁の 9 番ですが、申請地は第一鹿屋中学校の西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業は施行済みですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市外で宅建業を営む法人で、申請地に特定建築条件付売買予定地を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区内 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、7 番から 9 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま、説明、報告がありました 9 件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、248 頁、議案第 90 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第 90 号につきましては、248 頁から 252 頁です。248 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は 4 件です。対象面積は、畑が 7 千 642 m²、その他が 1 千 967 m²、合計 9 千 609 m²です。次の 249 頁から 252 頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、248 頁の 1 番、2 番を中塩屋委員に、3 番、4 番を中尾委員に、報告をお願いします。

中塩屋 　　議席番号 7 番の中塩屋です。去る 2 月 12 日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。248 頁をご覧ください。

まず、1 番です。用途変更の申し出です。案内図等は 249 頁です。申請人は市内の農業法人で、申請地に、農業用施設である「野菜選果場及び冷蔵庫」を建設する計画です。申請地は「南部学校給食センター」の南に位置する「農用区域内農地」と判断され、申請地に農業用施設である、「野菜選果場及び冷蔵庫」を建設する計画であるが、「農用区域内農地」の許可基準である、「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われることから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 2 番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 250 頁です。申請人は市外の居住

者で、申請地は「東地区学習センター」の南に位置し、申請地を一般住宅として使用する計画ですが、地目及び現況が農地ではないため、農地法の適用を受けないと考えます。

いずれも、排水施設等を整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外について支障はないと判断しました。以上です。

中 尾 推進委員の中尾です。去る2月12日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。

引き続き、248頁の3番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は251頁です。申請人は市外の法人で、申請地に「特定建築条件付売買予定地」を整備する計画です。申請地は「鹿屋東中学校」の西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。申請地は第一種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に4番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は252頁です。申請人は市内の法人で、申請地は「鹿屋東中学校」の東に位置し、申請地に「建売住宅」を建設する計画ですが、地目及び現況が農地ではないため、農地法の適用を受けないと考えます。

いずれも、排水施設等を整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、用途変更及び農振除外について支障はないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、報告がありました4件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、253頁、議案第91号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第91号につきましては、253頁です。今回は1件です。次の1番は、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、253頁の1番を、蔵ヶ崎委員に、報告をお願いします。

蔵ヶ崎 議席番号8番の蔵ヶ崎です。去る2月13日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

今回は1件です。253頁の1番です。申請地は、「下百引簡易郵便局」の西に位置し、平成14年頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明がありました1件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、254 頁、議案第 92 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 92 号につきましては、254 頁から 257 頁です。今回新たに、譲渡希望が 254 頁の 1 番から 255 頁の 7 番までの 7 件ですのでお目通し願います。なお、254 頁の 1 番、3 番、5 番、255 頁の 6 番、7 番は賃貸借でも可としております。

次に、賃貸借希望が 256 頁の 1 番から 257 頁の 14 番までの 14 件ですのでお目通し願います。なお、256 頁の 9 番、257 頁の 11 番は、無償でも可としております。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

254 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1 番を四元委員と細川委員に、2 番を田原委員と門倉委員に、3 番を堀之内委員と矢野委員に、4 番と 5 番を本田委員と福元里美委員にお願いします。

次に、255 頁、6 番を新原委員と鶴田委員に、7 番を上野副会長と岩下委員にお願いします。

次に、256 頁、賃貸借希望の 1 番と 2 番を四元委員と細川委員に、3 番と 4 番を村山委員と上別府委員に、5 番を寺下委員と持増委員に、6 番を蔵ヶ崎委員と中牧委員に、7 番を本田委員と福元里美委員に、8 番と 9 番を堀之内委員と矢野委員に、10 番をわたくし福元と入佐委員にお願いします。

次に、257 頁、11 番の南町を森園委員と新地委員に、吾平町を堀之内委員と矢野委員に、12 番をわたくし福元と入佐委員に、13 番と 14 番を堀之内委員と矢野委員にお願いします。

次に、258 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。
事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料 258 頁をご覧ください。合意解約につきましては、258 頁から 334 頁です。今回は 151 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、258 頁から、334 頁まで 151 件の合意解約です。報告しておきます。次に、「令和 6 年度農地利用状況調査結果」についての報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 それでは、令和 6 年度の利用状況調査の結果についてご報告いたします。

令和 6 年度の利用状況調査は、令和 6 年 8 月 23 日から 10 月 23 日までの 2 か月間で委員の皆様のご協力のもと調査を実施いたしました。暑い時期での調査で、委員の皆様には大

変なご負担をおかけしたと思います。この場をお借りして御礼申し上げます。

それでは、調査結果について説明いたします。資料の令和6年度利用状況調査の結果をご覧ください。

まず、1番の荒廃農地の面積及び筆数についてご説明いたします。

(1)のA分類についてですが、令和6年度は緑区分の新規発生が1,235筆、111ha発生しました。前年度と比較すると、824筆、57haの増となりました。これは、農家の高齢化や昨今の農家を取り巻く現状の厳しさからの離農等による遊休農地化が考えられます。

次に、(2)のB分類について説明いたします。令和6年度は前年度と比較すると、新規発生は、280筆31haの減少、荒廃状態が継続している農地については、2,086筆209haの増、総体で1,793筆177haの増となっております。

これについては、これまでA分類であった農地がB分類へ移行してきたこと、現在、農業委員会で使用している農業委員会サポートシステムの詳細なデータ整理を行った結果、B分類に該当する農地が大幅に増加したことが原因として考えられます。

次に、(3)A分類B分類の合計ですが、前年度と比較して、2,617筆234haの増となりました。システム移行に伴うデータ整理の結果を加味しても増加傾向にあるため、今後、遊休農地の解消、守るべき農地と非農地判断していくべき農地について、速やかに判断し荒廃農地の減少に努めなければならないと考えております。

2頁をお開きください。2の利用意向調査の結果について報告いたします。令和6年度の調査期間は、令和7年1月10日から1月31日の期間で実施いたしました。令和6年度の対象農地は359筆あり、調査結果については網掛けの部分となっております。回答率は、1月31日現在54%で内、中間管理権を利用した賃貸借希望が28%を占めており、今後については、農政課、地域振興公社と連携して中間管理権の設定ができる農地については、マッチング作業を実施していく予定でございます。

次に3の利用状況調査においてB分類と判定された農地の非農地判断について説明いたします。(1)の非農地の判断基準についてです。今年度の非農地判断については、下記のとおり、①農振農用地外の農地(利用状況調査で復元不能な農地(赤区分))、②農地の賃貸借権の設定無、③地籍調査済みの地区、④今年度については、鹿屋地区と串良地区を実施したところです。

非農地判断を行う農地については3月総会で議案としてお示しする予定でございますので、その際に確認方よろしく願いいたします。

非農地判断議決後の流れとしましては、農地台帳システムにて非農地として管理、関係機関への通知、土地所有者への通知を行う予定です。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの報告について、ご質問等はございませんか。

(なし)

無いようですので、令和6年度農地利用状況調査結果についての報告は以上になります。次に、「中間管理事業」についての報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 お手元の「報告：基盤法と農地中間管理事業での相違」と記載された資料を基に説明します。

これまで、農業委員会総会、市広報、農業委員会だよりや各地域で実施された認定農業者の会等でお知らせしていますとおり、農業経営基盤強化促進法の改正により令和7年4月1日から農地の賃貸借・売買等の制度が、農地中間管理事業「農地中間管理機構を介した農地の賃貸借・売買」になります。

そのため、皆様もご承知のとおり、これまでの農業委員会を介しての農地の賃貸借、農地の売買に関する農業委員会への申請期限は、令和7年1月31日で終了しています。

今後は、令和7年2月1日からは、農地中間管理機構を介しての農地の賃貸借・売買に関する申請受付及び農地法第3条での申請受付となります。

今回は、農地中間管理事業に焦点を当てて、説明したいと思います。お手元の資料では、今まで農業委員会を介して、農地の賃貸借・売買を行っていた、「農業経営基盤強化促進法」（いわゆる基盤法）での利用権（貸し借り）、所有権移転（売買）と「農地中間管理事業」での利用権（貸し借り）、所有権移転（売買）での相違点をまとめております。今後の参考としてご利用ください。それぞれの相違点について簡単に説明します。

1番の利用権について、まず契約です。「基盤法」では、所有者と耕作者双方での契約に対し、「中間管理事業」では、所有者と中間管理機構との契約と中間管理機構と耕作者との契約とそれぞれで行う必要があります。

次に、申請書です。「基盤法」では、一枚の申請書に所有者、耕作者双方が手書きにより必要事項を記入し申請していたのに対し、「中間管理事業」では、所有者、耕作者それぞれの必要事項を全てシステムに入力し、申請書として出力し、双方の印鑑押印が必要となります。

次に、決定までの期間です。「基盤法」では、概ね2か月に対し、「中間管理事業」では概ね4か月となります。「基盤法」では、該当農地が相続未登記地であっても、相続代表者等の申請により対応していたのに対し、「農地中間管理事業」では、相続未登記地であれば、まず相続登記を勧めながら、申請期限までに相続登記が不可能な場合は、登記名義人からみた法定相続人の持分の過半の同意が必要となります。

2番の所有権移転について、まず対象ですが、「基盤法」、「中間管理事業」とも同じです。

次に契約です。「基盤法」は売主と買主双方での契約に対し、「中間管理事業」では、ま

ず、売主と中間管理機構との契約、次に、中間管理機構と買主との契約とそれぞれで行う必要があります。

次に、申請です。「基盤法」では、資料記載のと通りの流れでしたが、「中間管理事業」では、次のような流れとなります。

- ①事務局に必要事項を記入した「代位登記連絡票（仮）」を提出
- ②中間管理機構に事前審査に必要な書類を事務局で作成し、提出
- ③機構で事前審査が行われ、事前審査結果を基に農業委員会総会で委員の意見聴取実施
- ④事務局で機構が売主から買い取りに必要な書類を作成し、機構へ提出
- ⑤県知事の認可・公告により、機構が法務局へ登記し、売主に売買代金を入金
- ⑥県知事の認可・公告を基に農業委員会総会で委員の意見聴取実施
- ⑦事務局で買主が機構から買い取りに必要な書類を作成し、機構へ提出
- ⑧機構による利害関係者への意見聴取実施
- ⑨県知事の認可・公告により、機構が法務局へ登記し、買主から売買代金を徴収

次に、所有権移転協議です。「中間管理事業」では、所有権移転協議は実施いたしません。

次に、売買価格です。「基盤法」では、売主・買主双方で決定し、特に条件はないのに対し、「中間管理事業」では、基本的には、売主・買主双方で決定しますが、売買価格決定において「近傍類地価格」の±20%以内の条件があります。

次に、決定までの期間です。「基盤法」では、申請から登記まで概ね3か月に対し、「中間管理事業」では、申請から登記まで9か月以上期間を要します。

次に、手数料と諸経費です。「基盤法」では、資料に記載のとおりに対し、「中間管理事業」では、売主に買入手数料、買主の売買代金に加算率を加算し、登記登録免許税分の収入印紙代が必要となります。

次に、税制上の特例措置です。「基盤法」では、譲渡所得税の軽減のみに対し、「中間管理事業」では、譲渡所得税の軽減及び国民健康保険税の軽減もあります。

次に、その他です。「中間管理事業」では、贈与（無償譲渡）は取り扱えません。

3番の農業委員・推進委員の皆さんの役割についてですが、農地中間管理事業についての委員の皆様に行っていただきたい内容については、先行して行っている他の自治体の状況や農地中間管理機構などの関係機関に確認や精査している段階ではありますが、現時点で想定している内容については、一つ目に、現在も行っている、所有者と耕作者とのマッチング（引き合わせ）農地のあつせんを引き続き担っていただく。

二つ目に、農家さんから相談を受けていただく際に、農地中間管理事業についての簡単な説明も担っていただきたいと考えています。

その際に、今までと何が違うか等の問い合わせに是非、本日皆様にお配りした「基盤法と農地中間管理事業での相違」をご利用ください。

三つ目に、貸し借り、売買を予定している対象農地の現状（耕作の可否等）確認。

四つ目に、貸し借り、売買時の申請書（契約書等）の対象者への印鑑押印等のご協力。などを今のところ想定しています。

今後、事業を進めていく中でこの他に皆様にご協力が必要な案件が発生した場合は、相談させていただきますので、その際はよろしくお願いします。

議 長 ただいまの報告について、ご質問等はございませんか。

（なし）

中間管理事業についての報告は以上になります。

議 長 以上で、第 11 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

なければ、事務局から何かありませんか。

松 元 はい。それでは、運営委員会についてです。

このあと、運営員会を開催させていただきます。議題は、来年度の作業賃金や、調査日程などについてとなりますので、委員になられている方はご出席をお願いします。

局 長 はい。それでは、3月の調査委員を申し上げます。

3月11日、火曜日、4条・5条の調査が、有村委員、折尾委員でございます。

3月11日、火曜日、農振調査が、村山委員、垣内委員でございます。

3月12日、水曜日、4条・5条の調査が、倉田委員、中牧委員でございます。

3月12日、水曜日、3条調査が、本田委員、持増委員でございます。

3月の総会は、3月21日、金曜日の午前9時から市役所7階大会議室となります。以上です。

議 長 他にありませんか。

（なし）

議 長 ないようですので、推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

（なし）

なければ、これをもちまして令和6年度第11回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

（閉会）